

長浜市人権尊重審議会（平成23年度 第2回）要点録

開催日時	平成23年8月19日(金)午前10時～11時30分
開催場所	長浜市役所別館2階 第1委員会室
出席委員	真山委員、富永委員、池田委員、渡辺委員、徳田委員、野田委員、岸田委員、池野委員、中橋委員、中村委員（10人）
欠席委員	荒木委員、北川委員（2人）
事務局	総務部長、人権施策推進課職員3人

1. 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成23年度第2回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。

<長浜市人権尊重都市宣言 唱和>

本日の審議会は、10名の委員の皆さまにご出席をいただいております。荒木委員・北川委員はご欠席です。

それでは、はじめに総務部長からごあいさつ申し上げます。

【部長】 本日は、委員の皆様には、お足下の悪い中、またお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

さて、人権施策推進基本計画の素案をまとめてまいりましたが、前回の審議会以降、いただいたご意見をふまえますとともに、庁内調整およびパブリックコメントを実施してきております。パブリックコメントの結果は、後ほど紹介がございますが、3名の方から合計11件のご意見をいただいたところです。人権施策推進基本計画(案)は、皆様のご意見・庁内の意見・パブリックコメントの結果をふまえて、とりまとめ作成させていただいたものです。

本日は、基本計画についての最終的なご審議にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今後は、この計画策定後に、広く市民の皆さんにその内容をお知らせすること、あるいは計画に基づきまして、いかに着実に取組をすすめていくかということが重要になってまいります。そういった観点を含めまして、後ほど意見交換をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵送しました資料がございます。「次第」が表紙の綴りです。また、本日お配りしております資料に、「概要版(案)」がございます。

それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。真山会長、よろしく申し上げます。

2. 議 事

【会 長】 皆さん、お足下の悪い中をお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、長浜市人権施策推進基本計画を最終的にとりまとめるという一つの区切りの会議になるかと思えます。皆さまのいろいろなお審議、また市民の皆さんからのパブリックコメントのご意見等をふまえて、ここまでこぎつけました。仕上げの段階ということで、本日もどうぞよろしく願いいたします。

○会議の公開について

【会 長】 それでは、会議の公開の可否を皆様にお諮りしたいと思います。本日の会議につきましても、公開させていただくことで、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

【会 長】 では、傍聴希望者はいらっしゃいますか？

【事 務 局】 傍聴希望者はいらっしゃいません。〈本日の傍聴者なし〉

○「長浜市人権施策推進基本計画」についての最終審議

① パブリックコメントの実施結果とその対応について

【会 長】 では、これより議事に入りたいと思います。お手元の次第をご覧くださいと、基本的には、基本計画についての最終審議ということで、大きく3点に分かれるわけです。

まず、パブリックコメントの実施結果とその対応について、事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 〈資料 P.3～5「①パブリックコメントの実施結果とその対応について」にもとづき、事務局から説明〉

◆意見提出者 3人、 ◆意見数 11件

◆意見の内訳

- ・素案全体に関するもの 2件
- ・基本理念に関するもの 1件
- ・人権学習・啓発の推進に関するもの 1件
- ・相談・支援体制の充実に関するもの 2件
- ・女性の人権問題に関するもの 1件
- ・子どもの人権問題に関するもの 1件
- ・犯罪被害者とその家族の人権問題に関するもの 1件
- ・概要版に関するもの 2件

【事 務 局】 お配りしている資料にはあがっていませんが、本日も欠席の委員さんから、事前にご意見をいただいております。素案の修正箇所についてご指摘をいただきま

したので、併せてご説明させていただきたいと思います。

まず、素案の14ページ「女性の人権問題」のところで、(2)①“女性の人権への正しい理解に向けた学習・意識啓発の推進”と述べておりますが、女性の人権へのという表現がわかりにくいので、例えば“女性の人権についての正しい理解に向けた学習・意識啓発の推進”という表現に改めた方がよいのではないかというご意見をいただきました。

同様に、この表現が24ページの「同和問題」の施策の方向性のところにも出てきております。(2)①“同和問題への正しい理解と実践”という見出しになっておりますが、こちらも“同和問題についての正しい理解と実践”という表現の方がわかりやすいのではないかというご意見をいただきました。

もう1か所、28ページの「犯罪被害者とその家族の人権問題」のところでも、(2)②“犯罪被害者等の人権への理解促進”とありますが、“犯罪被害者等の人権についての理解促進”に改めた方がよいのではないかというご意見をいただきました。

それと、24ページの「同和問題」の施策の方向性のところですが、最初の行から、“同和問題の歴史的背景への正しい理解を深める学習…”と書かせていただいたのですが、「歴史的背景」というものが、具体的に何のことなのかがわかりにくいのではないかというご意見でした。歴史的な経緯を含めて、“同和問題についての正しい理解を深める学習”という表現でよいのではないかというご意見をいただきましたので、“同和問題の歴史的背景への正しい理解…”の部分“同和問題についての正しい理解…”という表現に改めてはどうかと考えております。

また、34ページの参考資料に年表がございますが、人権に関わる法制定の歴史のところ、昭和62年の日本の列です。「地対財特法」と記載しておりますが、省略せずに正式名称を書いた方がよいのではないかというご意見をいただきましたので、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と記載させていただきたいと思っております。

以上が、事前に委員さんからいただいたご意見です。これをふまえて、5か所修正させていただきたいと思います。

それと、庁内の職員で構成する基本計画策定部会の委員から出た意見ですが、素案の22ページ「しょうがいのある人の人権問題」の施策の方向性④“子どもの発達と教育・支援”という見出しについて、何のことなのかわかりにくいという指摘がありました。“しょうがい”という言葉がこの部分に入れて、“しょうがいのある子どもへの支援”に変えたらどうかという意見がありましたので、この点についてご協議いただければと思います。

パブリックコメントの意見と、その他今までにいただいたご意見ということでご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

【会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、まず、パブリックコメントの意見とそれに対する市の考え方・対応につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

ざっと見る限りでは、素案の内容の修正を検討しなければならないような意見というは出てなかったように思いますが、一部書き方や内容についてのご希望は出ております。市としましては、現状のもので対応可能というお答えでした。何か

ございませんでしょうか。

では、パブリックコメントへの対応としては、これでお認めいただけますでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。では、それに関係しまして説明のありました、基本計画素案の一部修正部分です。本日も欠席の委員からご指摘があった箇所は、主に字句修正で5か所ございました。“人権への”を“人権について”の表現に変えた方がよいというご指摘にもとづきまして、事務局の方でも変えようという方向でございますが、何かご意見ございますか。

併せて、庁内の委員会で指摘がありました「しょうがいのある人の人権問題」の部分ですが、“子どもの発達と支援”のところで、単に“子ども”と表記されていますが、“しょうがいのある子ども”とする方がここで言おうとしていることがよりわかりよいということで、見出しの変更です。この点について、ご意見ございませんでしょうか。

では、先ほどご説明のありましたような字句修正・表現修正について、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございます。それでは、パブリックコメントの実施結果とその対応については、一部修正も含めまして事務局の説明をご了解いただいたものとさせていただきます。どうもありがとうございました。

② 概要版について

【会 長】 それでは、長浜市人権施策推進基本計画概要版の案についてご説明をお願いします。

【事 務 局】 <資料 P.6「②概要版について」、概要版(案)にもとづき、事務局から説明>

- ・A4 版6ページ(見開き3ページ両面)でカラー印刷
- ・印刷部数 5,000 部

【会 長】 はい、ありがとうございました。
それでは、ただいまの概要版についての説明に関し、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

【委 員】 概要版は 5,000 部印刷し、施設の窓口に置くほか、自治会の研修会等で配布していくということですが、全戸配布はどうでしょうか。というのは、各家庭に1冊は保存版とし、それをもって会議に参加するというのはどうかと思いました。

【事務局】 ありがとうございます。実は、この概要版を作成するにあたりまして、全戸配布や自治会の組回覧ということも考えたのですが、非常に厳しい財政状況ということもありまして、そちらの予算が取れませんでした。市民の皆さんにご周知させていただく方法としましては、市の広報に、計画策定のお知らせを掲載させていただく予定です。

あと、自治会単位の人権学習会でも、この資料を参加いただいた方にお配りし、ご説明をさせていただくことを考えております。

【会長】 予算的に全戸配布は難しいということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 保存版として各戸が持っていれば、何かの時にそれを持って会議に出席することができると思ひまして。

【事務局】 ありがとうございます。配布部数に制限がありますので、広報を活用して周知するという事は、市のいろいろな計画全般に対して立てられている方針です。また、学習会などでも周知をしていきたいと思ひます。増刷もできればと考えておりますので、当面は5,000部を効果的に配布していきたいと思ひています。

【委員】 広報ながはまに載せるということでしたが、一度に概要版の内容を載せるということは難しいと思ひますので、シリーズ的に考えてもらって広報していくのはどうかと思ひます。

もう一つ、この表紙のデザインですが、白黒で見させてもらうと何だろうかと、大きな木の切り株をみんなで囲んでいるのかなと思ひたのですが、これ、カラーで見るとわかるのですか？

【事務局】 はい。これは、長浜市なのです。

みんなが手をつなぎ、輪になって長浜市を囲んで、よりよいまちにしていこうというイメージの図なのです。ここに余呉湖もあります。

【委員】 わかりました。ありがとう。

【会長】 余呉湖が白抜きになっている方がわかりやすいのでは。琵琶湖は白抜きなので。

【事務局】 はい。

【会長】 他に何かございますか。

【委員】 何回か欠席しているのでよくわからないのですが、障害の“しょうがい”は、結局ひらがなで書くということになったのですか。

【事務局】 障害の「害」という漢字に差障りがあるということで、しょうがい福祉課の方で考えまして、人生の“生涯”につながるといった意味も込めて、ひらがなで統一しております。

【会長】 趣旨はわかるのですが、“しょうがいやしょうがいのある人に対する”という表現のところなどは、ひらがながものすごく多くなってしまい読みにくいですね。

【委員】 “しょう”は“障”でよいと思います。問題は“害”でしょう。“害”は正すべきだと思います。

【事務局】 最近、“碍”という字を使っているところも多くなっていると思います。

【委員】 山東は、障はそのまま、害だけひらがなにしています。

【会長】 とりあえず、ここでは、担当課の方で長浜市ではひらがなでということに合わせておられるようですので、ひらがなで表記するということをお願いします。

【委員】 広報紙を読んでいると、子どもの欄がありまして、大人でもわかりやすい文章で書いてあったりします。こういった子どもの欄などに、人権について載せてもらうと、大人でも勉強できるかと思えます。

新しい言葉、例えば“パブリックコメント”など、ちょっと変わった言葉に出会うとつまづくこともあります。そういう時に、子どもの欄はすごく見やすいということがありますので、そういうところに載せていただくとか。また、長浜で一番多い外国人の方たちの言葉を時々載せていただくとういかに思います。

【委員】 だいたい官公庁の発行するパンフレットは、どの程度読まれているかということですね。確率として、7%程度しか読まれていないというように、ずいぶん前ですが聞いたことがあります。最近はどうなのでしょう。かなりの人が関心を持ち、見て、読んで、そして理解をしていただける、もう少し違った方法があれば考えてみるというのも一つの方法かと思えます。せっかくよいものを作っても、なかなか読んでいただけない、見ていただけないということであれば、違う方法を選択するというのも一つの考えではないでしょうか。

それから、若いときは赤い色が非常に見やすいです。でも年をとってくると緑色が見やすいです。だから、色を使うときにはこれも考えていただくとういかに思います。

相談者というのは、いろいろな角度から見て、また勉強してもらわなければならないのです。だから、相談について載せていますけれども、相談を受ける人や相談場所などは十分に配慮してもらわなければいけないのではないのでしょうか。

人権擁護委員をやっていた時に、法務局で人権相談というかたちで月に何回か相談を受けていたのですが、私は10年やっていましたが1件もなかったですね。それで、意外とよろず相談所へ行かれる方が多いのです。

【委員】 よろず相談は、たいがい2件か3件ありますね。

- 【委員】 それを、どうつなぐかということですね。
- 【委員】 法務局の関係は、連絡させていただいています。どんな内容でよろず相談にみえたかという報告はしています。
- 【委員】 国や県は、それぞれの機関で、主体的に相談を処理していただきたい、対応していただくというのが本来のあるべき姿ですが、県でも国でもその主体性というものがなくて、全部市にかけてきているのではないですか。
そういうものを、長浜市がどのように受けてどう対応するかということが、難しいと思うのです。そういうものを兼ね合わせた相談というものを、長浜市がモデルとして作り上げていただければありがたいと思います。
- 【事務局】 ありがとうございます。まず、子どもにとってもわかりやすい表現ということが、みなさんに見ていただくヒントになるのかなと思います。周知方法ですが、例えば地域での人権学習で、講師さんが人権課題についてお話されるときに、導入に使っていただくということもお願いしていきたいと思っています。
また、色のお話がありましたが、高齢になると緑が見やすいということもユニバーサルデザインになるのかなと思いますので、その辺も勉強していきたいと思います。
- 【委員】 まずは、情報を伝えていただくということが大事ですし、今度はそれをどう受け止めるかが、私たちの課題でしょうね。
- 【事務局】 情報を伝えるかたちというものも考えていかなければならないと思いますし、これからは学習・啓発と相談という2本柱でやっていきますので、相談の場所や体制について、市民の方が気軽に相談しやすいようにしていかなければいけないと思っています。
- 【委員】 よろず相談所の方が行きやすいんですよ。市役所は行きにくい。
- 【委員】 先ほどの相談のことで思うのですが、相談するときどこへ相談したらよいのかということがわかるように、こういう問題はここにということがはっきりわかるようにしていただきたいと思います。
どこに相談したらよいかわからないということで、ある方が市役所へ電話をしたら、医療の問題なので市民病院に電話してといわれ、市民病院に電話されたら、また、こんな問題はこちらでは処理できないので市役所へといわれ、たらい回しにされたということもあります。きっちりと相談をされたいという方は、たくさんいらっしゃいますので、どこへ相談したらよいのかということを、はっきりとわかりやすい体制で、わかりやすいように広報をお願いしたいと思います。
- 【委員】 電話を受けた方が、自分の名前・所属を表して、紹介する場合には、例えば市立長浜病院の何々課の何々さんにというところまで、きちっとおっしゃっていただけ

ると安心するのですね。ちょっとした言葉の使い方ではないですか。

そういうところが、職員研修を含めて、やはり人権というものを核としていただきたい。我々は常にそう思いますね。どこどこへというだけでなく、どこどこの誰々さんへということまできちっとわかる範囲で伝えてください。

【事務局】 相談体制に関しましては、国・県・社会福祉協議会、病院といった連携を強化していくということも計画にあるわけです。今は、どこに連絡をしても的確に個人名まで、どの部署のどなたまでということがわかるという体制になっていないと思いますので、そこら辺も検討しながら、研究していきたいと思います。そういう体制が図れるということが一番かと思います。電話があったときに、そこでの確な情報がどこからでも発信できるようなかたちをとりたいと思います。そういったところを、課題にしたいと思います。

【委員】 私は、よそで総合相談を受けています。専門的なことになると、弁護士さんをお願いしたり、臨床心理士さんをお願いしたりしてつなぐのですが、やはり最初は、何でも相談してくれる気楽なところが必要かと思います。あなたの悩みはこちらへというふうに総合窓口を設けて、そこからいろいろなところへ回すということも大事なのではないのでしょうか。

【事務局】 市の職員も、簡単に話を聞いて他の課に振ってしまうとたらい回しになりますので、そういった問題を一緒に解決しようという意識を職員が持って、ある程度、話をしっかり聞いてからつなぐということをしていかなければならないなと思います。

【委員】 1時間しゃべって、何がテーマかなと思うと、もう今日はすっきりしましたと言って電話を切られることもあります。それもひとつの役目かと思っています。やはり、そういう方法もあるのではないかと思います。

【委員】 民生委員さんがしていращやる、何でも相談というのがそうですよね。何でもいいから私たちに相談を、そして専門のところに頼まれるというのがありますね。そこをPRしてもらえたらと思います。

【委員】 市によっては、20 か所くらい相談場所があつて一覧表になっています。でも、自分の相談にぴったりなところがあるだろうかと思っています。それをまとめていただいたらよいのではと思います。

【事務局】 中には、相談機関を全部回っておられるような方もいращやいます。話をまず聞いてもらいたいということもあるかと思っていますので、聞く者の技量が必要かと思っています。

多いのは、地域のコミュニケーションが希薄になっていて、ちょっとしたことで隣同士のトラブルがあつて、当事者同士で解決できないといったケースです。そういったケースを、いかに話し合いに持って行くかということも、やはり聞く者の心構えというか、技量が必要かと思っています。研修もあるわけで、身近なところでの相談に対応できるようにしていきたいと思っています。

【委員】 それから、人権学習に参加される方が少ないですね。例えば、老人会だと定期総会の前に学習の時間があったりしますので、そういう時間に人権のお話をもっていったらよいのではないですか。たまに人権学習に寄せていただくのですが、自治会の定期総会だと会場に入れないくらいですが、人権学習だと真ん中にしょぼしょぼといらっしやる程度です。よいお話なのに、もっとみんな聞きにきたらいいのにと思いました。

その辺、もう少し工夫が必要です。役所だけにお任せしないで、みんなが考えることですけれども。

【委員】 今言われたみたいに、町の学習会では、役員といつも来る人は同じといった感じで、せっかく来ていただいた先生がよい話をされているのにもったいないですし、そういう時に、この概要版を持ってきていただいて配っていただけるといいかと思うのです。

やっぱり、人権というと同和問題という雰囲気があり、もういいわとなってしまう人もいるので、みんなの人権のためにやっているのだということをアピールしてもらって、一人でも多くの人に参加していただくような工夫を考えていけたらと思います。

【事務局】 自治会での人権学習・啓発をしている課ですので、一番そこが課題だと思います。

人権の話というと、いつ聞いても毎回同じという印象を持たれている方もいらっしやるかもしれませんが、講師さんの話を聞けばよかったと言われます。それは、参加者にしかわかりません。人権課題と関連のある課の出前講座を利用して、個別の人権課題を学ぶことによって、全体の人権課題にも意識が働くようなかたちで、関係課と入念な打ち合わせをして取り組んでいけばどうかというところでやっています。人権とうまく結び付けられて、新しいことを学んだなということと、人権は大事だなという気づきが得られる学習になればと思っています。

たくさん自治会がありますので、同じようにしても全部が参加していただけるということではありません。一つの自治会に行政職員が一人ずつ張り付いておりますので、そこは、自治会の状況をはかりながら、自治会の推進員さんと協議しながら進めていきたいと考えています。

【会長】 人権に関わる相談の進め方、窓口の対応の仕方や広報についてなど、いろいろご意見をいただきましたので、基本計画の実施の部分で参考にさせていただき意見を伺うことができたと思います。

この概要版につきましては、先ほど説明のありました内容で作成いただきまして、部数の上でも市民の方がじっくり読んでいただけるかどうかという保証もないわけですし、広報などで、人権施策の取組として、このような計画ができたということ、1回きりではなくできるだけシリーズで、回数を重ねて徹底していくということ、そして子どもたちにもわかりやすい子ども版といいますか、そのような取組もぜひやっていただきたいと思います。

その辺のことをお願いしたうえで、概要版についてはこの内容でご了解いただいでよろしいですか。

(はいの声)

それでは、その他のところで事務局から何かございましたらお願いします。

【事務局】 今までは計画の策定が目的でしたが、これからは計画策定後の進捗管理、どのようにこの計画を進めていくかということについて、議論を深めていかなければならないと考えています。事務局としましては、本日委員の皆様からご意見をお伺いたうえで、具体的な進捗管理の手法について検討していきたいと考えております。事務局もまだ打ち合わせをしている段階なのですが、この計画の施策の方向性には、一応の具体的な施策の裏付けがありますので、その施策の関連課の具体的な事業を聞き取りしまして、具体的な実施事業の報告をあげてもらって、それを審議会で諮っていただき、来年度の施策や具体的な事業へのアドバイスをいただきたいと考えております。

それから計画の数値目標にあまりしぼられてしまうと数値ばかりを追いかけてしまうので、各分野で持っている指標等の効果的な活用を図っていききたいと思います。

また、事業成果は、何を何件やった、いくら使ったかということは出てくるのですが、それが実際に市民の生活にどのように影響があったか、効果があったかなかったかということ指標として図れるようなかたちを考えていければと思います。真山会長は、この分野の専門でございますので、ご教授願いながら進めていきたいと思っております。

進捗管理の方向性が決まりましたら、今年度もう一度お集まりいただきましてお諮りしたいと思っております。毎年、そういうかたちで進捗管理について、審議会を開催させていただいてご意見をいただくということで考えております。具体的な形が見えるように、次の審議会では出ささせていただきたいと思っております。

【委員】 数字で表すというのは、非常に難しいと思いますね。

今日、私は9時半に市役所に来て、13人の職員さんに出会っているわけですが、あいさつを受けたのは、一人だけです。そこが、人権という目から見ても、職員の意識がやはり…。歩いていたら、「どこかお探しですか。」と聞かれたのは、一人だけでした。ずいぶん昔と変わっていますので、ここは何課だったなと思いつきながら歩いていたのです。だから、どこか迷っているのかと思って声をかけてくれた、そうやって聞かれると、ああいいなと思ってうれしくなるのですね。

そういう意味で、職員さんもあいさつは人権の基本だという意識でやっていただきたい。市民も受ける側として、人との付き合い、ふれあい、語り合い、集いというかたちの中で、思いがふくらんでいくのではないかと思うのです。

【事務局】 進捗管理の中で、申し忘れたのですが、当然職員の研修も進めていきたいと思っております。今回、11月1日に、この計画の周知ということで、真山先生にご講演をいただく予定です。全職員というのは難しいので、職場のリーダーまたは部課長を集めて、周知を図っていきたくと思っています。そして、課ごとにリーダーから全職員に周知し、職場内の人権研修を進めていくかたちをとっていきたくと思っています。すべての職員が年に研修を受けるべき時間の目安を作りながらやりたいと考えております。まずは、計画を動かすのは職員ですので、そこからしっかり始めていきたく

と思います。

【会 長】 計画ができれば、その計画がどれだけ実行にうつされたかどうかを検証し、その効果をはかっていかなければならないと思いますし、これは計画を作っていくよりも大変で難しい作業ではないかと思います。今後、審議会の役割というのは、その進捗状況を確認して、評価をし、改善すべきことは改善をしていくように意見を述べるということが仕事の中心になってくるかと思います。その際に、具体的にどういう手続き・手順で、何についてチェックをしていくのかということ、まず事務局の方でイメージを作っていて、それで十分かどうか、もっとこういう観点やこういう側面を見るべきじゃないかななどのご指摘を受けたいうえで、最終形を作りまして、それを経年的に評価していくということが必要かと思います。

評価ということになりますと非常に難しいのですが、基本計画の中に「研修会・学習会をやります」ということが書かれているわけですが、具体的に何回やってどのくらいの参加者があるのかという数値がないと、まったく把握できません。そこで、そういう数値を集めるということが必要になってくるわけです。ただそれは、単に判断をするための材料であって、研修会の回数が多ければそれでいいという話でもないですし、ましてや参加者の数さえもわからないというのではと思います。でも、参加者数を把握しても、数が毎回30人だからどうなのかという話があるわけで、あくまでも、数値というのは実績を把握するという意味合いで出させていただいて、それではその取組がはたしてどれだけ長浜市の人権にとって効果があったかということ、担当課に聞くこともあるかと思いますが、それを判断するのはこの審議会であり市民であると思いますので、何段階かの評価が必要になるかと思います。

そのしきみをどのように設定するかということが、当面のこの審議会の課題になりますので、次回お集まりいただくときには、進捗状況の把握の仕方と評価の仕方について、ご検討いただくことになるかと思います。そしてそれ以降は、実際の評価となります。その辺からは、遠慮なく厳しいご意見を出していただいて、できてないんじゃないかとか、こんなことでどうするんだとかいうご意見をいただくことになってくるかと思います。その辺、いろいろな観点からご協力いただくことになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日は基本計画が最終案というかたちで、ほぼとりまとめができたこととなります。これも、皆さんのご協力の賜物だと思っております。また今後も、計画の進捗状況の評価ということでご協力をいただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から連絡事項等ありましたらお願いします。

【事務局】 この計画は、来週、各部の主管の課長の会議に報告させていただきます。そして来月はじめには、市長・部長の会議にも諮らせていただいて、最終、市議会総務教育常任委員会へ報告させていただくこととなります。そして、11月1日に真山先生の講演を開き、職員周知を図る、そして課内周知・全職員への周知を図っていくこと、具体的な施策について実行を図っていくことで考えております。

年度内にもう一度審議会を開催させていただきまして、進捗管理については、具体的な形でお示しできるように事務局内で検討させていただきます。また日時につきましては、後日ご連絡させていただきます。ありがとうございました。